

# くらしのなかの 水道・下水道

☎上下水道事業所 ☎25-5522

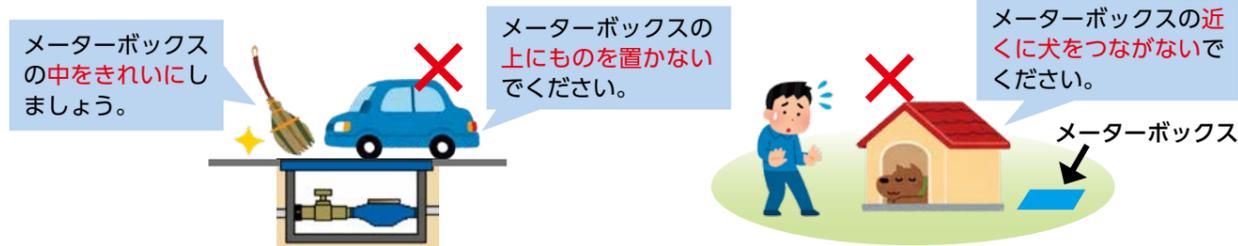
上下水道事業所では、事業所内に「お客さまセンター」を設置し、第一環境株式会社に業務を委託しています。「お客さまセンター」では、主に検針業務、料金などの収納管理業務、窓口での受付業務、コールセンター業務を行っています。今回は、窓口でできる主な手続きとメーター検針時のお願いについてお知らせします。

## ■窓口でできる主な手続き（営業時間 月～金 8:30～17:15 ※土・日・祝日除く）

- ①上下水道の開始・中止の手続き（希望日の3日前までに行ってください。）
- ②上下水道の使用者名義変更・納付書などの送付先変更の手続き
- ③上下水道料金の支払い（納付期限内であれば、コンビニ・金融機関などでもお支払いができます。）

## ■メーター検針時のお願い

毎月1～10日のメーター検針時には、次のことにご協力ください。  
※漏水の可能性がある場合、検針員からお知らせすることがあります。



## ■よくある問い合わせ

- Q1. 支払いを納付書から口座振替に変更したいけど、どうしたらいいの？
- A1. 市内の金融機関窓口でお届け印を持参の上、手続きをお願いします。お届けから手続き完了まで1カ月前後かかりますので、それまでは納付書でのお支払いをお願いします。
- Q2. 自宅敷地内で漏水している。どこに連絡したらいいの？
- A2. 白石市指定給水装置工事事業者がありますので、ご案内します。
- Q3. 納付書の支払い期限が過ぎてしまった。どうしたらいいの？
- A3. お客さまセンター窓口で、お支払いください。
- Q4. 水道料金をクレジットで支払いはできるの？
- A4. 現在、取り扱いはしていません。

## 粗大ごみや家電4品目の処分について

粗大ごみは、下記の処理施設にお持ち込みください。粗大ごみや引っ越しなどで一時的に多量に出たごみは、一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼して有料で処分することもできます。家電4品目は、購入した小売店や近くの電気店または一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼して処理するか、指定引き取り場所へ持ち込みください（有料）。

ごみの種類	電話番号	処理施設
可燃・可燃性粗大・プラスチック製	0224-65-3000	仙南クリーンセンター（角田市毛萱字西ノ入 43-11）
不燃・不燃性粗大・資源	0224-33-2225	仙南リサイクルセンター（蔵王町大字平沢字新並 124-104）

受付時間 月～金曜日（祝日含む）、第3日曜日 8:30～16:30（年末年始はお問い合わせください）  
料金 10kgにつき130円（10kg未満は10kgとみなします）

※家電4品目とは、家電リサイクル法で定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機です。

家電4品目の自己搬入については、①メーカーや規格を確認し、②郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入してリサイクル料金を振り込み、③処分したい家電と家電リサイクル券を持参して指定引き取り場所へ搬入してください。

指定引き取り場所	電話番号	場所
(株)安藤仁七商店	0224-54-1517	柴田町船岡字鍋倉1-9

## 一般廃棄物収集・運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者

【市内に事業所があり、家庭系一般廃棄物（汚泥・し尿含む）を取り扱う業者のみ抜粋】

令和4年1月現在

業者名	電話番号	営業の種類
(株)村正建設	24-5104	可燃・不燃・資源・粗大
(有)アレンジ	26-6577	可燃・不燃・資源・粗大
(有)サム建築設計事務所（ティンカー）	25-7489	可燃・不燃・資源・粗大・家電4品目
(株)シムラ	26-1766	可燃・不燃・資源・粗大・家電4品目
(有)仙南	22-1881	可燃・不燃・資源・粗大・浄化槽汚泥・し尿
(協)仙南環境公社	25-1011	可燃・不燃・資源・粗大・浄化槽汚泥・し尿・家電4品目
上西産業(株)	26-3621	可燃・不燃・資源・粗大・浄化槽汚泥・し尿・家電4品目
(株)協林産業	24-2760	廃タイヤ
(株)宮城日化サービス白石営業所	27-2896	浄化槽汚泥・し尿
(有)宮城総合エンジニア白石営業所	25-5743	浄化槽汚泥・し尿
(株)中央特殊興業宮城営業所	24-5440	浄化槽汚泥

※処理料金については各業者にお問い合わせください。

## 小型家電回収ボックスをご利用ください

一部の使用済み小型家電のボックス回収を行っています。対象は個人宅から出る電子部品を含んだ下記の小型家電です。対象外の小型家電は、「もやせないごみ」の指定袋に入れて集積所に出してください。

【回収ボックス設置場所】・市役所1階ロビー ・中央公民館 ・市内各地区公民館 ・図書館

小型家電対象品目			
1	携帯電話、PHS、スマートフォン	6	ICレコーダー
2	パソコン（ノート型、タブレット型）	7	携帯型音楽プレーヤ
3	ゲーム機（据置型、携帯型）	8	ビデオ、DVD、BDプレーヤ
4	電話機、FAX	9	電子書籍端末
5	デジタルカメラ、ビデオカメラ	10	電子辞書
11	電卓	12	電子血圧計、電子体温計、電子体重計
13	カー用品（カーナビ、オーディオ、ETC搭載ユニット）		

※上記の付属品も小型家電対象品目に該当します（リモコン、ACアダプタ、ジャック、充電器など）。